

NO&T Finance Law Update

金融かわら版

2021年12月 No.79

なぜ預金は仮差押えられたのか～仮差押えと期限の利益喪失事由～

弁護士 下田 祥史

はじめに

通常、銀行借入においては、多くの場合貸付人である銀行に開設された預金に仮差押えが行われると、当然にその期限の利益が喪失される旨が規定されている。このように重大な結果を生じさせる預金の仮差押えは、保全債務者（民事保全手続の対象となっている者）に与える影響が大きいとして、一般に裁判所はその保全の必要性の審査を慎重に行うべきであるとされている。それにも関わらず、特に財務状態に問題があると思われない企業について労働紛争や契約紛争の中で預金の仮差押えが行われてしまいその対応に苦慮するという事例は（表に出ないものの）必ずしも稀ではないように思われる。本ニュースレターでは、かかる預金の仮差押えと期限の利益の喪失事由に関する問題について、なぜこのような事態が生じるのか、またかかる事態が生じてしまった場合の対応等について検討していく。

預金の仮差押えが期限の利益喪失事由とされているのは何故か

上述の通り、銀行借入において、貸付人である銀行に開設された預金の仮差押えは、多くの場合かかる銀行借入における期限の利益喪失事由とされている（下記参照）。この場合の期限の利益喪失事由とは、期限の利益喪失事由の発生後貸付人である銀行が通知をすることによってはじめて期限の利益の喪失が発生するいわゆる請求喪失事由ではなく、かかる期限の利益喪失事由の発生によって当然に期限の利益の喪失が発生する、いわゆる当然喪失事由であることが多い。換言すれば、預金の仮差押えが生じた場合には、契約上、直ちに銀行借入の全額について弁済期が到来する旨定められているということになる。

（銀行取引約定書における規定例）

- ① 甲（借入人）について次の各号の事由が1つでも生じた場合には、乙（銀行）からの通知催告等がなくても、甲は乙に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。
（略）
 3. 甲または甲の保証人の預金その他の乙に対する債権について仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき。

このような規定が置かれている理由としては、銀行側の相殺による債権回収の確保が挙げられる。預金債権に仮差押えが入ったとしても、仮差押えの前に貸付を行っていれば、当該貸付に係る債権の弁済期を到来させることにより銀行側は相殺を行うことができる（民法第511条第1項）。また、預金に仮差押えが入るような状況下では借入人の信用状況が悪化している可能性が高いということも理由に挙げられるであろう。

しかしながら、これらの理由からは当然喪失事由としなければならない必然性は導かれない。仮差押えは処分禁止及び弁済の禁止を中核としており、保全債務者（仮差押えを申し立てた者）が別途本案（保全債務者が仮差押えによって確保しようとした保全債務者に対する権利に関する紛争）について勝訴判決を受ける等して本執行を行わない限り、仮差押えに係る債権の回収が開始されるわけではなく、従って預金に仮差押えが入った段階で銀行借

入について自動的に期限の利益を喪失させて相殺可能な状態としなければ銀行の相殺による優先的回収が直ちに脅かされるわけではない。その意味では、預金の仮差押えについては当然喪失事由としながらも治癒期間を設け、又は一段階軽い請求喪失事由とした上で、もし預金の仮差押えという事態が生じた場合には、まずは状況を見守り、期限の利益を喪失させた上で相殺による債権回収を行い、又は有怨（ウェイバー）を行い治癒するかを選択していくという建付とすることにも相応に合理性は認められるものと思われる。

それにも関わらず、多くの銀行借入で預金の仮差押えが治癒期間のない当然喪失事由とされているのは、伝統的に直ちに相殺が必要となる預金の差押えと特に違いを意識することなく並列的に記載してきたことと、裁判所においても預金についての仮差押命令の発令はその影響の大きさも踏まえて謙抑的に行われるとされており、従って預金の仮差押えが借入人の信用状態の重大な悪化を示すものであると理解されていることといった事情があると思われる。

預金についての仮差押命令がどのような場合になされるか

上記のように借入人の信用状態の重大な悪化を示すものとして当然喪失事由とされている預金の仮差押えであるが、冒頭でも言及した通り、必ずしも危機的状況にある企業にのみ生じるわけではない。財務状態に何ら問題もないと思われる企業であっても、例えば少額の残業代に係る未払賃金を巡る労働紛争において労働者側によって企業の預金に仮差押えが行われてしまう場合など、突然に預金の仮差押えを受けてしまうことは起こり得る事態である。このような預金の仮差押えは必ずしも信用状態の悪化を示すものではないと考えられるが、ではこのような事態は何故生じてしまうのであろうか。

① 仮差押えの迅速性及び密行性

仮差押えを始めとする民事保全手続は、民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための暫定的かつ迅速な保全という形での救済を与えるものであり、立証の方法としては証明ではなく、その主張が一応確からしいという心証を裁判官に与える疎明で足りる（民事保全法第13条第2項）。疎明は即時に取り調べることができる証拠によって行わなければならない（民事保全法第7条による民事訴訟法第188条の準用）、従って大規模な仮処分事件や不服申立手続を除いて、その審理は基本的には書証のみで行われる。また、中でも仮差押えは、保全債務者による財産の処分や散逸によって保全債権者による本案の権利の実現が困難になることを避けるために行う事前の保全手続であることから、保全債務者に手続の存在やその進行を一切知らせることなく行われる（いわゆる密行性）。

このような性質から、預金の仮差押えは、保全債務者である借入人が一切関知することなく、従って当然のことながら一切反論の機会を与えられることなく、保全債権者が別途裁判所に提出した書面のみに基づいて発令され得るものとなっている。そのため、本来は上記の通り本案の訴訟で勝利した際に迅速かつ確実に債権回収を行うことを目的とする仮差押えであるが、保全債務者側の財務状態に問題がなく、従って別途本案の訴訟で勝利した際に債権回収は可能であって事前に仮差押えによって保全を行う必要性があるとは保全債権者が感じていない場合であっても、紛争の相手方である保全債務者に対して心理的なプレッシャーを掛けて和解を持っていくために、保全債権者側が仮差押命令の申立をすることが訴訟まで行わずに早期に紛争を解決するための有力な手段と成り得ることになる。

もちろん、以下で述べる通り仮差押えには被保全権利と保全の必要性の疎明が必要であり、また仮差押命令の発令には通常裁判所から仮差押えの目的物の価額の一定割合に相当する金銭・有価証券等によって担保を立てることを求められることから、どのような場合でも上記の理由で仮差押命令の申立を行うことが選択され得るものではないが、保全債務者の財務状態に問題が無い場合であっても保全債権者には早期の紛争解決のために仮差押命令を申し立てるインセンティブがあることには留意が必要であろう。

② 被保全権利と保全の必要性

仮差押命令の発令には、保全債権者が保全債務者に対して請求する金銭債権が存在すること（被保全権利）

と、かかる債権が強制執行をすることができなくなるおそれがあるとき又は強制執行をするのに著しい困難を生ずるおそれがあるときに該当すること（保全の必要性）を立証する必要がある（民事保全法第 20 条）。いずれも上記の通り疎明で足りる。

(a) 被保全権利の疎明

被保全権利の疎明の方法は被保全権利の内容によって異なることとなるが、疎明といっても実際には相応に高度なものであり、本案勝訴の一応の見込みが存在する、あるいはその見込みがまずまず高いと感じられる程度¹が要求されているとされる。従って、ある程度客観的な証拠のある残業代の未払請求や契約書に記載された金額について（サービスの不完全履行等を原因とした）の契約紛争といった、客観的な証拠の提示のしやすさがこの要件の充足の鍵となってくるであろう。

(b) 保全の必要性の疎明

仮差押えにおける保全の必要性とは、要は保全債務者の資力であるから、保全債務者に資力がなく又は財産を隠匿等するおそれがあるかを示すことが必要となる。そして、一般的に、債権、特に企業の預金債権への仮差押えについては、保全債務者である企業の銀行取引に対する悪影響が想定されその信用を毀損する可能性があるため、保全の必要性の判断は特に慎重に行われるべきであるとされている。もし、この通りに企業の預金への仮差押えの必要性の判断が慎重になされていれば、冒頭記載のような、特に財務状態に問題があると思われない企業について労働紛争や契約紛争の中で預金の仮差押えが行われてしまうという事態は生じ得ないはずである。

③ 保全の必要性の判断

では実際に、裁判所において企業の預金への仮差押えに関する保全の必要性をどのように判断しているのだろうか。端的に言ってしまうと、不動産を重視しているようである。例えば東京地裁保全部では、原則として保全債務者の本店所在地や住所地といった保全債務者が不動産を所有している可能性のある場所（場合によっては支店や営業所）の不動産登記事項証明書等を提出させ、保全債務者の資産状態についての審査を行っている²。当然のことながら、このような審査では不動産以外の財産の有無を知ることができず、従って本社等を自社ビルとして保有していない企業の場合がそれのみで資力なしと判断されるということが生じ得ることになる。20 年前であれば別だが、あらゆる企業が多かれ少なかれバランスシートを軽くして ROE の上昇を目指しているという昨今の状況下で、不動産業以外の事業を行っている企業の財務状態を判断するために不動産の保有状況を確認するというのは控えめに言ってややちぐはぐな印象が否めない。上場企業であれば有価証券報告書等も審査の対象となるのではないかとは思ふ（ただ、そのような記載は発見できていない）が、上場企業の子会社や非上場企業の場合には、不動産の保有状況のみで資力なしとして預金の仮差押えの必要性が肯定され得るのである。このような保全の必要性に関する判断の方法が、特段財務状態に問題がないと思われる企業の預金に仮差押えが入ってしまう理由となっているように思われる。

預金の仮差押えがなされてしまったときの影響及び対応

財務状態に問題がない企業について預金の仮差押えが行われてしまう場合は何が起こるであろうか。まず、預金の仮差押えそれ自体については、仮差押解放金³が定められており、保全債務者である企業としてはかかる仮差押解放金を供託することによって、仮差押えの執行の取消しを得ることができる（民事保全法第 51 条第 1 項）。

その一方で、上述の通り預金の仮差押えは当然喪失事由とされ、特段治癒期間が付されていないことが多いから、この場合、論理的には、①預金の仮差押えによって（別途通知等を行うことなく当然に）預金先銀行からの当該企業の借入はその期限の利益を喪失してその全額について弁済期が到来し、その翌日以降は債務不履行の状態となり遅延損害金が発生する。治癒期間が定められていない限り、仮差押解放金を供託することによって仮差押えの執行

¹ 瀬木比呂志、民事保全法〔新訂第 2 版〕（日本評論社）253 頁

² 江原健志ほか、民事保全の実務〔第 4 版〕（上）（きんざい）243 頁

³ 原則として仮差押えの目的物の価額と同額となるが、請求債権額がこれを下回る場合には請求債権額となる。江原健志ほか、民事保全の実務〔第 4 版〕（上）（きんざい）247 頁

が後に取り消されたとしてもこの点は影響を受けない。また、②当該企業が他の銀行等から行っている借入や当該企業が発行する社債においては、いわゆるクロスデフォルト条項（他の金融債務について期限の利益の喪失や債務不履行が発生した場合には、債権者の請求により期限の利益を喪失することができる旨の条項）が入っていることが多く、従って当該借入又は社債との関係で①により請求喪失事由が発生することになる。

これに対して正面から対応しようとする、まず①との関係では、預金の預金先銀行である貸付人から同意を取得することにより失期してしまった借入について期限の利益の再付与を行ってもらうことになる。また、①との関係でかかる対応を行ったとしても、預金の仮差押えが生じた時点から期限の利益の再付与までの間に、預金先銀行との関係で期限の利益を一時的にせよ喪失し債務不履行に陥った事実が消滅するものではないから、②との関係でも発生してしまった請求喪失事由の治癒のためにそれぞれの債権者から宥恕（ウェイバー）を取得する必要も生じることになる。これにシンジケートローンが絡んで来ると更に影響は大きく、多くの銀行を始めとする債権者に対して預金の仮差押えを受けたが財務状態に問題がない旨を説明の上で同意を取得する必要があることになり、時間や手間の問題もあるばかりか、情報拡散によって信用状態が悪化してしまう懸念すら生じてくることになる。

このような事態を避けるためには、①との関係でそもそも当然喪失事由が当初から生じていなかったと整理することが必要となってくる。上述の通りテクニカルには単に当然喪失事由を治癒や宥恕（ウェイバー）するのみでは②の問題が生じることを避けられないため、別途預金先銀行（シンジケートローンであれば他の参加行）との協議・同意が必要とはなるが、財務状態に問題がない状況での預金の仮差押えが信用状況の悪化を必ずしも示すものではないことを重視し、元々当事者間の合意上かかる預金の仮差押えは当然喪失事由に含まれていなかったことを確認するといった法技術的な対応を行うことも考えられるであろう。

いずれにせよ、財務状態に問題がない状況下であれば、取引先である預金先銀行はその契約規定により生じた悪影響を抑えることに協力的であることが予想されるから、預金の仮差押えを受けた場合には、直ちに仮差押解放金の供託による仮差押えの執行の取消の取手を行うと共に、並行して預金先銀行への情報提供・協議を進めることが必要となる。

預金の仮差押えによる影響を軽減するための実務上の対応

議論してきたように、預金の仮差押えは、現時点で一般的なこれを当然喪失事由とする銀行の契約実務に照らすとその影響は大きく、また、必ずしも保全債務者である借入人の信用状況の悪化を示すものではない場合が存在する。したがって、借り手/貸し手の双方において、紛争が生じた場合にその相手方が債権保全とは直接の関係なく預金の仮差押えを求める場合があり、かつ、裁判所が不動産の有無等の限られた情報の下でかかる預金の仮差押命令を発する場合があることを踏まえて将来的な検討が必要となろう。具体的には、まずは治癒期間なく当然喪失事由となっていることが多い預金の仮差押えについて、例えば治癒期間を付すことや請求喪失事由とすることも検討に値する。上記の通り、仮差押えは仮差押解放金の供託によって容易にその執行を取り消すことが可能であり、適切な治癒期間の設定のみでの十分な効果が得られるように思われる。

さらに、借り手である企業側としては、平時から自らが又はその子会社が当事者となっている借入/社債に関する契約等の規定において、預金の仮差押えやクロスデフォルト条項がどのように規定されているかを把握することがまず求められる。加えて、もし紛争が生じた場合において相手方が預金の仮差押えを行う可能性はないか、自己の不動産の保有状況等も考慮しつつ対応することが必要となろう。

まとめ

預金の仮差押え及び期限の利益喪失事由については、従前から生じていた問題であると思われるものの、おそらくは水面下で解決されてきており、議論されることが決して多くなかった。近時はガバナンスの観点から契約に潜むリスク管理が迫られていることもあり、この点についても上記の問題点を踏まえたアップデートが借り手/貸し手の双方において必要となってくるものと思われる。

2021年12月15日

[執筆者]

**下田 祥史** (弁護士・パートナー)

yoshifumi_shimoda@noandt.com

2006年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2007年弁護士登録、2014年再登録（第一東京弁護士会）。2007年長島・大野・常松法律事務所入所。2013年 Duke University School of Law 卒業 (LL.M.)。2013年 Kramer Levin Naftalis & Frankel LLP (New York) 勤務。2015年～2017年三菱 UFJ 銀行フィナンシャルソリューション部勤務。2019年～2021年東京大学法学部非常勤講師（民法）。バンキングを中心としたファイナンス案件について豊富な知識及び経験を有する。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的な情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T Finance Law Update ～金融かわら版～の配信登録を希望される場合には、<https://www.noandt.com/newsletters/nl_finance/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-finance@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。